

公共施設包括管理業務委託事業者説明会（令和5年11月1日,2日） Q&A

No.	ジャンル	質疑	回答
1	1. 全体	包括管理事業の情報発信が不足しているのでは？	市内の事業者さんも含めて情報発信が行き届いていなかったというご指摘については、申し訳ありませんでした。ご意見を踏まえ今後も情報発信に努めてまいります。
2	1. 全体	来年4月から今回の業務を始める事は決定事項なのか。	お見込みのとおりです。来年4月から業務を開始できるよう準備を進めています。
3	1. 全体	包括管理事業者経由で発注された業務は、今後市の業務履行実績として反映をされるのか？	履行証明の発行を求める官公庁の取扱いについて、取扱基準が一律ではないため、現時点で一様に回答することはできません。
4	2. 業務	修繕業務についてどのようなものが業務に入るのか？	原則、建物とそれに付随するものを対象としており、道路や街路灯等のインフラ設備に関するものは今回業務の対象外としています。 また、修繕については、130万円以下に限定して包括管理事業者が発注します。130万円を超える修繕や新築・増築・改修等については、従来どおり市からの発注となります。
5	2. 業務	従来市職員と直接日程調整をしていたが、これからはだれが行うのか？	包括管理事業者が実施します。
6	2. 業務	120施設の一覧は、どこかで確認できるか？	予定している120施設については、市の公式HP（※）に掲載をしています。 ※「福津市公共施設包括管理業務委託に係る公募型プロポーザルを実施します」のページに掲載しています。
7	2. 業務	福津市と包括管理事業者の契約は何年間か？	令和6年度から5年間の契約となります。
8	2. 業務	次年度の評価についてはどのようなものか	具体的な内容については検討中ですが、例えば、報告内容の分かりやすさやスピード感等がポイントになると考えています。
9	2. 業務	事業者の選定について 現状の協力事業者から変更する場合もあるのか？	個別の案件において、変更する場合はありますが、「市内事業者の活用及び育成」を公募の要件に入れており、市内業者の全体に占める発注割合の維持に努めるよう市から優先交渉権者へ求めています。また、発注先については、市から都度確認をとりながら進めていきます。
10	2. 業務	遊具や防球ネット等は、業務に含まれるのか？	どこまでを業務に含むのかは協議中です。
11	2. 業務	市がどの程度業務を把握するのか？市の担当課内容を知らない状況にならないか？	市の担当職員と包括管理事業者の業務分担については、協議中です。市職員は、各施設の管理担当として、包括管理事業者から適宜報告を受け、必要な指示を行います。
12	2. 業務	修繕の見積の際には、複数社見積を徴取するのか？	どのような条件下で複数企業から見積を取るかは協議中です。市の予算の適正な執行の観点から複数の企業から見積を徴取することになれば、提出を依頼いたします。
13	2. 業務	見積をやっている途中で130万以上の修繕になった場合の対応は？	包括管理事業者から市へ状況を報告します。その後、市が発注の判断をした場合は市が発注手続を行う予定です。また、新築・増築・改修・改良工事は従来通り市が発注します。
14	2. 業務	今後の市の事業の電子請求書等の問い合わせについては、すべて包括管理事業者への問い合わせになるのか？	包括管理対象外の業務については、直接市に問い合わせをお願いします。 来年4月以降の包括管理の対象業務に関する請求等の問い合わせは、包括管理事業者へをお願いします。

No.	ジャンル	質疑	回答
15	2. 業務	4月からの業務の書類のやりとり（報告書）等をシステムでやりとりする予定はあるか？	包括管理事業者と協力事業者の業務書類のやりとりは、紙ベースとPDFを予定をしており、現状システムでのやり取りは予定していません。なお請求書については、電子化での対応を予定しています。
16	2. 業務	2024年3月までの業務は、誰と打合せをする必要があるか？	2024年3月までの業務（令和5年度事業）は、従来通り市の担当と直接やりとりをお願いします。
17	2. 業務	緊急対応の連絡が市の担当からあった場合は、すべて包括管理事業者経由での対応となるのか？	来年4月以降は、すべて包括管理事業者で1次対応を行います。協力事業者に対する緊急時の対応依頼については、包括管理事業者から連絡を行い、対応を依頼する予定です。
18	2. 業務	土日や夜間の連絡について包括管理事業者は、対応可能か？	土日を含めて8：30～17：30は福津市役所内に出勤しているので対応が可能です。また、夜間は緊急連絡先を備えておりそれにより対応を行っていく予定です。詳細については、現在協議中です。
19	3. 見積	見積について施設ごとに分ける必要があるか？	従来どおりの見積の方法で提出していただいて問題ございません。ただし内容について個別にお問い合わせをさせて頂く場合があります。
20	3. 見積	見積書の提出先は？	包括管理事業者へ提出をお願いします。
21	3. 見積	保守業務の金額の区切りはあるか？	保守業務については、金額の区切りはありません。
22	4. 事業者登録	包括管理事業者の取引先銀行は、西日本シティ銀行限定となるか？	他行でも問題ございません。可能であれば西日本シティ銀行での登録をお願いします。
23	4. 事業者登録	包括管理事業者の登録用紙の業種は、どのようにチェックするか？	修繕全般の場合には、総合建築にチェックください。内容について判断が難しい場合は、貴社が対応できる業務に関連性のあるワードのところにチェックをお願いします。
24	4. 事業者登録	請求書の対応はインボイス対応の電子対応となっているがこれが必須となるか？	原則、ご対応をお願いします。どうしても対応が難しい場合はご相談ください。
25	4. 事業者登録	登録書類はどのような形で提出すればよいか	PDFデータにて提出をお願いします。登録に必要な書類の登記簿謄本は原本不要でデータのみで差し支えありません。また、データでの送付が難しい場合には郵送で対応をお願いします。
26	4. 事業者登録	包括管理事業者の業者登録は、必須か？	業務の発注から支払いまでを包括管理事業者が行うため、登録は必須となります。また、取引会社として、包括管理事業者の会社紹介等必要であればご連絡いただければ対応いたします。